

公益社団法人呉青年会議所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会議所は、公益社団法人呉青年会議所(英文名 Junior Chamber International Kure)と称する。

(事 務 所)

第2条 本会議所は、事務所を広島県呉市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、地域社会と国家の健全な発展を目指すとともに国際的理解を深め世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(公益目的事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
 - (2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
 - (3) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
 - (4) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
 - (5) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
 - (6) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
 - (7) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献を目的とする事業
- 2 前項に定めるほか、必要に応じ次の事業を行う。
- (1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
 - (2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業
- 3 前項の事業は全て、広島県内において行うものとする。

(その他の事業)

第6条 本会議所は、前条第1項に規定する事業のほか、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦等に関する事業
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(収益事業)

第7条 本会議所は、その公益目的事業を推進するために、次の収益事業を行う。

- (1) 売店等の運営に関する事業
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員および会費

(会員の種別)

第8条 本会議所の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 呉市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者
ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有する。
- (2) 特別会員 40歳に達した年の年度末までに正会員であった者で、特別会員として理事会で承認された者
- (3) 名誉会員 本会議所に功労があり、理事会で承認された者
- (4) 賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者

(入 会)

第9条 本会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 このほか入会に関する事項は、規則に定める。

(会員の権利)

第10条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に共有する。

2 特別会員、名誉会員、賛助会員については別に定める。

(会員の義務)

第11条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

2 正会員は、入会に際し総会又は規則において定める入会金を納入しなければならない。

3 名誉会員を除く会員は、総会又は規則において定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第12条 会員が本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届けを理事長に提出しなければならない。

2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむ得ない事由があるときはこの限りではない。

(資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の承認によりその資格を失う。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき若しくは解散したとき。

(4) 除名されたとき。

(除 名)

第14条 正会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において、総議決権数の3分の2以上の議決を得て、その正会員を除名することができる。

(1) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。

(2) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。

(3) 会費を納入せず、督促後なお会費を1ヶ月以上納入しないとき。

(4) 出席義務を履行しないとき。

(5) その他、正会員として適当でないと認められたとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 特別会員または賛助会員が第1項各号の一つに該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。

4 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休 会)

第15条 正会員がやむを得ぬ事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第16条 会員が第13条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これは返還しない。

第3章 役員等

(役 員)

第17条 本会議所に次の役員を置く。

(1) 理事長1人

(2) 副理事長4人以内

(3) 専務理事1人

(4) 理事(前各号の役員を含む) 10人以上20人以内

(5) 監事2人以内

(選 任 等)

第18条 理事長及び理事、監事は、総会においてこれを選任する。

2 理事は、正会員のうちから選任する。

3 監事は、本会議所の理事若しくは使用人を兼任することができない。

4 その他、理事長及び理事、監事の選考に関して必要な事項は、規則に定める。

(理事の職務・権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。

2 理事長は、一般社団法人・財団法人法上の代表理事とし、業務を統括する。

3 副理事長は、一般社団法人・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事として理事長を補佐して業務を司り、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、一般社団法人・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事として理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。

5 理事会は、理事長、副理事長、専務理事以外の理事の中から、一般社団法人・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事を選任することができる。

6 理事長、副理事長、専務理事及び第5項の業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第20条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(4) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(5) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(6) 必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(7) 前号の規定による請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(8) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(9) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(任期)

第21条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、退任した理事の任期が満了する時までとする。

3 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(辞任及び解任)

第22条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

3 監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第23条 本会議所に、直前理事長及び顧問(以下「直前理事長等」という)を置くことができる。

2 顧問の選任に関しては、理事に準ずる。

3 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。

4 顧問は、理事長の諮問に応じ、又は意見を述べることができる。

(報酬等)

第24条 役員は無報酬とする。

(自己取引等の規制)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする、本会議所の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする、本会議所との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会議所とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては第48条に定める理事会の規則によるものとする。

第4章 総 会

(種 類)

第26条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人上の社員総会とする。

3 毎年3月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人上の定時社員総会とする。

(構 成)

第27条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権 限)

第28条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びに本定款に別に定めるもののほか、次の各号を議決する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事長の選任又は解任

(3) 定款の変更

(4) 事業計画及び収支予算の承認並びに変更

(5) 事業報告及び計算書類等の承認

(6) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法

(7) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止

①役員選任の方法に関する規則

②会員資格に関する規則

③会費及び入会金に関する規則

(8) 会員の除名

(9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受

(10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(11) 理事会において総会に付議した事項

(12) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開 催)

第29条 通常総会は、毎年3月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が決議したとき

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき

(3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招 集)

第30条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 前条第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合、次の事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議 長)

第31条 総会の議長は、理事長若しくは理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第29条第2項第2号に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちからこれを選出する。

(定 足 数)

第32条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。

(議 決)

第33条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は正会員として議決に加わることができない。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第34条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第32条及び第33条第1項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(議 決 権)

第35条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議 事 録)

第36条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(総会規則)

第37条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

第5章 理 事 会

(構 成)

第38条 本会議所に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第39条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う

(1) 理事長の選考

(2) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(4) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定

(5) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

3 監事は理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

4 直前理事長等は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第40条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎事業年度12回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第20条第1項第6号又は第7号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を開催日として臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第42条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたる。

(定 足 数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(議 決)

第44条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第19条第6項の規定による報告には適用しない。

(議 事 録)

第47条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(理事会規則)

第48条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 例会及び委員会

(例 会)

第49条 本会議所は、毎月1回以上(年12回以上)例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委 員 会)

第50条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長、幹事及び委員をもって構成する。

3 委員長、副委員長、幹事及び委員は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

第7章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第51条 本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める規則による。

(事業年度)

第52条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会計原則並びに区分)

第53条 本会議所の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第54条 本会議所の事業計画、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得て直近の総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第55条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、通常総会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の計算書類等については毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本会議所は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

4 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すか本会議所の財産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分または譲り受け)

第56条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 本会議所が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

第8章 管 理

(事務局)

第57条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する

2 事務局には所要の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第58条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款その他諸規則
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (11) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (12) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによるとともに、第60条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

3 第1項各号の帳簿及び書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(公益目的取得財産額の算定)

第59条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項第10号の書類に記載するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第60条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。備え置き書類のうち、第55条第1項の書類のほか、次の書類を一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

2 情報公開に関する必要な事項は、別に理事会にて定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第61条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に理事会にて定める

(公 告)

第62条 本会議所の公告は、電子公告による

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、広島県内において発行する中国新聞に掲載する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第63条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合 併 等)

第64条 本会議所は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解 散)

第65条 本会議所は一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第66条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の議決により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第67条 本会議所が解散等により清算するときに有する残余財産は総会の議決により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

(清 算 人)

第68条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第69条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 補 則

(委 任)

第70条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は有本雄一とする。

3 本会議所は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立を行ったときは、第51条の規定にかかわらず、解散も登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。